

証券コード 4014
2024年10月7日
(電子提供措置の開始日2024年10月3日)

株 主 各 位

東 京 都 港 区 芝 浦 3 - 8 - 10
MA 芝 浦 ビ ル 6 階
株 式 会 社 カ ラ ダ ノ ー ト
代表取締役 佐 藤 竜 也

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.karadanote.jp/ir>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

事前の議決権行使については、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページに記載のご案内に従って2024年10月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2024年10月25日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパークプラザ棟4階
グランパークカンファレンス 401ホール |

3. 目的事項

報告事項

第16期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎定時株主総会終了後、会社説明会を予定しております。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただけない方

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行 使 期 限

2024年10月24日（木曜日）
午後6時到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) に
アクセスしていただき、行使期限までにご行先ください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください→

スマートフォンをご利用の株主様

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

行 使 期 限

2024年10月24日（木曜日）
午後6時行使分まで

株主総会にご出席いただける方



株主総会開催日時

2024年10月25日（金曜日）午前10時

※体調不良と思われる株主様のご入場はお断りする場合がございます。

当日ご出席の際は、必ず株主様が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります。）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

アンケートご協力をお願い



アンケート回答期限
2024年11月8日（金曜日）

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeCe4dHqmPDGCsrtrek5QIL8gx8Bu1HzYmTl6HNKLWwyJ4eTA/viewform>

お手元に株主番号をご準備の上、ご回答ください。
なお、株主番号は議決権行使書に記載させていただいております。

2024年10月24日（木曜日）午後6時行使分まで

▶ QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

[illegible]

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

▶ ログインID・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス
https://evote.tr.mufig.jp/


三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトは、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前にご本サイト利用規定および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
 本サイト利用ガイド



1 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

The screenshot shows the MUFG website's login page. The header includes the MUFG logo and the text "三菱UFJ銀行" (Mitsubishi UFJ Bank). The main heading is "株主総会に関するお手続き" (Shareholder Meeting Procedures), with a sub-heading "ログインページ" (Login Page). The page is for "個人" (Individual) users. The login form has fields for "ログインID" (Login ID) and "パスワード" (Password), both with "半角" (Half-width) character restrictions. There are "ログイン" (Login) and "パスワードを忘れた" (Forgot Password) buttons. A "パスワードを再入力してください" (Please re-enter your password) field is also present. Annotations include:

- ①: Points to the "ログインID" field.
- ②: Points to the "パスワード" field.
- ③: Points to the "ログイン" button.
- A red box labeled "議決権行使書" (Proxy Statement) is shown below the login form.
- A red box labeled "ログインID 仮パスワード" (Login ID Temporary Password) is shown at the bottom right.

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

お問い合わせ ☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00～21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）の３名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	(さとう たつや) 佐藤 竜也 (1984年7月24日生)	2004年 2 月 株式会社フラクタリスト インターン 2007年 4 月 同社 入社 2008年 12月 株式会社プラスアール（現当社）設立 代表取締役 就任（現任） <重要な兼職の状況> なし	3,250,600株
2	(やまもと かずまさ) 山本 和正 (1991年5月20日生)	2014年 4 月 株式会社Q（現セカイエ株式会社）入社 2020年 2 月 当社 入社 2020年 4 月 当社サービス本部副本部長 就任 2020年 6 月 当社取締役兼サービス本部長 就任 2021年 2 月 当社取締役兼ビジネス本部長 就任（現任） <重要な兼職の状況> なし	24,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	(まつしま ようすけ) 松島 陽介 (1972年9月1日生) 在任期間 1 年	1995年 4 月 第一生命保険株式会社 入社 2001年 6 月 A.T.カーニー株式会社 入社 2005年10月 マッキンゼー&カンパニー 入社 2007年 2 月 株式会社MKSパートナーズ 入社 2008年12月 丸の内キャピタル株式会社 入社 2012年 4 月 NKリレーションズ株式会社 (現ノーリツ鋼機株式会社) 代表取締役就任 2013年 5 月 株式会社JMDC 取締役就任 2013年 6 月 ノーリツ鋼機株式会社 取締役副社長COO就任 2016年 6 月 株式会社PKSHA Technology 社外取締役就任 2018年 4 月 株式会社JMDC 代表取締役社長兼CEO就任 2023年 6 月 同社 代表取締役会長就任 2023年10月 当社 社外取締役就任 (現任) 2024年 1 月 株式会社アマナ 社外取締役就任 (現任) 2024年 3 月 アイアンゲート株式会社 代表取締役就任 (現任) 2024年 6 月 株式会社JMDC 取締役会長就任 (現任) 2024年 8 月 株式会社アカリク 社外取締役就任 (現任) <重要な兼職の状況> 株式会社JMDC 取締役会長 アイアンゲート株式会社 代表取締役 株式会社アマナ 社外取締役 株式会社アカリク 社外取締役	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 松島陽介氏は、複数の企業にてM&A及びその後の成長を手がけており、東証プライム上場を果たした医療ビッグデータの株式会社JMDCの取締役だけでなく、これまで多くの企業の経営に携わり企業価値向上に貢献され、豊富な経験と高い見識を有しております。非連続な打ち手でヘルスケア・ウェルネス領域での成長を志向する当社において的確な助言及び業務執行の監督として、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと期待し、社外取締役候補者として選定いたしました。			

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.佐藤竜也氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3.松島陽介氏は社外取締役の候補者であります。
4.松島陽介氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
5.当社は、松島陽介氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を継続する予定であります。

6.当社は、全役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

事業報告

(2023年 8 月 1 日から
2024年 7 月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンのもと、家族とのつながりを起点としたファミリーデータプラットフォーム事業を推進しております。

厚生労働省の2023年人口動態統計によると、日本人の国内出生数は72万7千人となり、年々減少傾向にあるものの、株式会社電通「2023年 日本の広告費」によるとインターネット広告市場は、社会のデジタル化を背景に、前年比7.8%増の3兆3,330億円と引き続き成長を続けております。

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和されるなど回復の兆しをみせた一方で、ロシア・ウクライナ戦争の長期化やイスラエル・ハマス紛争などの地政学的リスク、欧米におけるインフレ率の上昇と利上げの進展といった大きな変化を迎える中、米国経済は堅調な個人消費や雇用に支えられて堅調に推移する一方、欧州経済や中国経済では減速傾向が見られており、今後の見通しに対する不確実性が高まっております。日本経済は、コロナ禍明け後の需要回復が景気を押し上げるとともに、日米金融政策の乖離に伴う円安基調の継続、コスト増の価格転嫁の進展やインバウンド需要の拡大により物価が上昇に転じ、雇用拡大や賃金上昇も見受けられるなど、デフレ脱却に向けた素地が整いつつあります。

このような事業環境の下、当社は、中長期的な事業成長、ビジョン実現のため家族に対して「安心」と「便利」を提供しております。また社会に対して、大きな社会課題である少子化を解消すべく子育てを讃え支援する社会環境の実現に向けて取り組んでおります。ファミリーデータプラットフォーム事業における家族に対する取組として、家計に占める支出割合の高い領域である住関連、金融関連、生活必需品関連の領域からサービス強化に着手しております。

当事業年度では、家族サポート事業において、まず金融関連領域「かぞくの保険」と生活必需品関連領域「カラダノートウォーター」では、当社の強みであるインサイドセールスの更なる強化により収益性を改善するとともに、契約者数を着実に積み上げ14,000人を突破し、投資フェーズから回収フェーズに転換しております。また、住関連領域「かぞく

ののうち」では、成約課金モデルの提供を進め、更なる収益実現に向けた基盤が整いました。ライフイベントマーケティング事業においては、ヘアケア・衛生用品関連商材への送客の好調はひと段落し、結果的に収益率の改善に繋がりました。また家族パートナーシップ事業においては、社会に対する取組として、これまでの事業運営により培われた強みを活かし、大手企業との協業案件が複数実施に至り、収益拡大に寄与しました。

その結果、当事業年度の売上高は2,193,966千円（前年同期比6.7%増）、営業利益は100,676千円（前年同期238,214千円の営業損失）、経常利益は106,192千円（前年同期232,105千円の経常損失）、当期純利益は114,890千円（前年同期372,458千円の純損失）となりました。

また、当社の事業セグメントはファミリーデータプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は3,000千円であります。

その内容は、主に無形固定資産の取得となります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の事項を主要な課題として認識しており、継続的に取り組んでおります。

①認知度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために当社は、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

②継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するために、当社は、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組むことが重要であると考えております。

当社は、ファミリーデータプラットフォーム事業で構築したビジネスモデルを、現在のターゲットのみならず、中長期的には家族全般へとターゲットを拡げるべく、横展開を実施していく予定でおります。今後も中長期の競争力確保につながる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、インターネット市場向けの新規事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

③プロダクトやサービスの拡大

ファミリーデータプラットフォーム事業では「全員プレゼントキャンペーン」を基軸として、ユーザーと商材を効率的にマッチングさせることで収益化を実現しており、ファミリーデータプラットフォームで獲得したユーザーのライフスタイルにあった商材をレコメンドするだけでなく、会員限定のコンテンツの配信等を通じて、ユーザーのロイヤルティを高めつつ、収益拡大を実現してまいりました。今後、ファミリーデータプラットフォーム事業の横展開だけでなく、各サービスで獲得したビッグデータを活用したプロダクトやサービスの開発を進めてまいります。

④ユーザーのアクセスログの蓄積、解析体制の強化

当社は、多くのユーザーのアクセスログを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのアクセスログに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層アクセスログを独自に解析する体制を強化してまいります。

⑤優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社のサービスの充実や拡大をするためのエンジニア、クライアントの開拓を担当する営業人員の採用等を適時行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

⑥M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社が運営する事業とのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上につながるよう慎重に進めてまいります。

⑦内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査等委員会監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑧システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これらの対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑨技術革新や事業環境の変化への対応

当社の事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが早く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードが早い環境となっております。

当社は、このような変化に対しても迅速に対応し、インターネットメディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、ファミリーデータプラットフォーム事業を通じたユーザーデータの蓄積は当社の競争優位の源泉と考えており、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社の継続的な成長に必要不可欠であると考えます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第13期	2022年度 第14期	2023年度 第15期	2024年度 (当期) 第16期
売 上 高	1,002,043 千円	1,306,130 千円	2,056,447 千円	2,193,966 千円
経常利益又は経常損失 (△)	208,259 千円	△256,935 千円	△232,105 千円	106,192 千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	139,054 千円	△326,515 千円	△372,458 千円	114,890 千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	23.47 円	△52.36 円	△59.86 円	18.33 円
総 資 産	1,137,816 千円	1,375,261 千円	1,087,719 千円	1,035,683 千円
純 資 産	967,853 千円	573,806 千円	221,576 千円	352,650 千円

(注) 第14期と第15期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年7月31日現在)

事 業	主 要 製 品
ファミリーデータプラットフォーム事業	自社メディア等により収集するデータベースを元に、ユーザーのニーズに合った商材を提供しているクライアント又は自社サービスをマッチングしております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年7月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

(9) 従業員の状況 (2024年7月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45 (18)名	+ 4 (+11)名	31.7歳	2.7年

(注) 臨時従業員 (嘱託社員、インターン、パートタイマーを含む) は () 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2024年7月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社りそな銀行	300百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,380,900株（自己株式105,200株を含む）
- (3) 株主数 5,672名
- (4) 大株主上位10名

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐藤 竜也	3,250,600 株	51.80 %
中部電力株式会社	300,000	4.78
株式会社ハッピークローバー	100,000	1.59
楽天証券株式会社	69,400	1.11
穂田 誉輝	65,200	1.04
大久 望	44,500	0.71
J.P. MORGAN SECURITIES PLC	42,851	0.68
市田 竜也	35,800	0.57
平岡 晃	35,000	0.56
河津 雄文	34,000	0.54

（注） 1. 当社は、自己株式（105,200株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（105,200株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く役員に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	24,000株	1名
監査等委員である取締役	一株	一名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

①新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は以下のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	発行価格	行使価格	行使期間
第1回新株予約権 (2019年3月19日)	170個	普通株式 17,000株	無償	300円	2021年4月2日 ～2029年3月1日
第2回新株予約権 (2020年5月19日)	245個	普通株式 24,500株	無償	575円	2022年6月1日 ～2030年4月30日
第3回新株予約権 (2023年3月22日)	2,310個	普通株式 231,000株	有償 23円/個	780円	2025年4月6日 ～2033年4月5日

(注) 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。

②当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は以下のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	第2回新株予約権	175個	17,500株	1名
	第3回新株予約権	300個	30,000株	1名
取締役（監査等委員）	第3回新株予約権	220個	22,000株	3名

(注) 1. 第2回新株予約権発行時に付与された取締役の新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

2. 第2回新株予約権について、社外取締役は、新株予約権を有しておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐藤 竜也	
取締役	山本 和正	ビジネス本部長
取締役	松島 陽介	株式会社JMDC 取締役会長 アイアンゲート株式会社 代表取締役 株式会社アマナ 社外取締役 株式会社アカリク 社外取締役
取締役（監査等委員）	横山 敬子	横山敬子公認会計士事務所 株式会社nobitel 常勤監査役 株式会社シーラテクノロジーズ 監査役 シュッピン株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	長野 修一	弁護士法人長野法律事務所 株式会社くふうカンパニー リンクウィズ株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	中村 賀一	株式会社エンバイオ・ホールディングス 代表取締役社長 株式会社ユーザーローカル 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役松島陽介氏、横山敬子氏、長野修一氏及び中村賀一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役松島陽介氏、横山敬子氏、長野修一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である横山敬子氏及び中村賀一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)横山敬子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)中村賀一氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議等を通じて情報の収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選任しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の全ての取締役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することになっています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を決議しております。

また、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

(i) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下同じ。）の報酬は、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）により構成されます。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定しております。なお、基本報酬（金銭報酬）については在任中毎月支給します。

(iii) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、業務執行取締役に対して付与します。

譲渡制限付株式報酬を付与する場合、譲渡制限付株式割当契約においては、①2年間から5年間までのうち取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること等を定めます。譲渡制限付株式報酬の付与にあたっては、制度の目的、対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、適切な水準を設定します。

なお、譲渡制限付株式報酬を付与する場合には、株主総会が定める上限の範囲内で、原則として一事業年度につき一度付与します。

(iv) 基本報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、担当業務、会社業績及び他社水準等の諸般の事情を総合的に勘案して決定される基本報酬と非金銭報酬の割合とします。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の取締役その他の第三者への委任に関する事項、その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の報酬等については、株主総会にて決議された限度額の範囲で、取締役会にて決定します。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。また別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として、年額2,000万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点における取締役の員数は3名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会において、年額3,000万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は4名です。

③取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役 員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	31,122 (2,700)	27,270 (2,700)	—	3,852 (一)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,314 (11,314)	11,314 (11,314)	—	—	4 (4)

（注）上記報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額に係る株式報酬費用計上額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

当社と各社外役員の重要な各兼職先の間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 松島 陽介	2023年10月26日の就任以降に開催された取締役会14回のうち14回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会において専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 横山 敬子	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回(出席率100%)、監査等委員会12回のうち12回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 長野 修一	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回(出席率100%)、監査等委員会12回のうち12回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 中村 賀一	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回(出席率95%)、監査等委員会12回のうち11回(出席率92%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 松島 陽介	複数の企業にて経営に携わり、企業価値向上に貢献してきた豊富な経験と高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。
取締役(監査等委員) 横山 敬子	公認会計士としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。
取締役(監査等委員) 長野 修一	弁護士としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。
取締役(監査等委員) 中村 賀一	公認会計士としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
アスカ監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,600千円

- (注) 1. 当社が会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画における監査時間及び要員計画、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 上記報酬のうち2,400千円は、過年度の決算訂正にかかる報酬であります。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合若しくは監査等委員会が解任又は不再任が相当と認められる事由（新たな会計監査人を選任することが相当であると認められる事由を含む）が発生した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

〈業務の適正を確保するための体制〉

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、「リスク・コンプライアンス基本方針」並びに「リスク管理規程」を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させるものとする。
- ② 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めるものとする。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。具体的には、取締役及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を行う。
- ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、外部に通報窓口を設け、内部通報制度の整備を行う。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署をコーポレート本部と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制とする。
- ⑥ 監査等委員である取締役及び内部監査室担当者は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役会に報告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ② 取締役が、その職務上必要ある時は直ちに上記文書を閲覧できる保存管理体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当役員を置き、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- ② リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- ② 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- ④ 意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- ⑤ 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査等委員である取締役が必要とした場合、監査等委員である取締役の職務を補助するための監査等委員である取締役補助使用人を置くものとし、その人選については監査等委員である取締役間で協議する。
- ② 監査等委員である取締役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査等委員である取締役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査等委員である取締役の同意を得る。
- ③ 監査等委員である取締役補助使用人は、監査等委員である取締役の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとする。

- (6) 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (ア) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - (イ) 監査等委員である取締役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室担当者は内部監査の結果を報告する。
 - (ウ) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
- (7) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- (8) 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- (9) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、月1回以上開催する。
 - ② 社外取締役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
 - ③ 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
 - ④ 監査等委員である取締役は、内部監査室担当者と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室担当者に調査を依頼することができる。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況〉

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会規程に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、経営上の重要事項を決定するとともに、職務執行の報告を受け、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) 監査等委員である取締役の職務執行

当事業年度において監査等委員会規程に基づき、原則として月1回の監査等委員会を開催し、監査等委員である取締役相互の意見交換を行うとともに、内部監査室担当者からの報告を受け、対処すべき課題についての指示を行うなど、内部監査室担当者と連携して監査の実効性の向上を図りました。また、監査等委員である取締役が、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の報告を受けるなどの情報収集を行いました。

(3) 内部監査の実施

内部監査室担当者が、年間の監査計画に基づき各部署に対して内部監査を実施し、法令等の遵守状況及び業務上のリスクの把握を行い、適宜改善を図りました。監査結果は代表取締役へ報告しております。

〈剰余金の配当等の決定に関する方針〉

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	926,393	流 動 負 債	477,829
現金及び預金	483,476	買 掛 金	62,890
売 掛 金	282,370	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商 品	78	未 払 金	28,242
原材料及び貯蔵品	32,492	未 払 費 用	20,282
前 払 費 用	126,698	未 払 法 人 税 等	530
そ の 他	8,570	未 払 消 費 税 等	245,866
貸 倒 引 当 金	△7,293	前 受 金	13,750
固 定 資 産	109,290	預 り 金	5,975
無 形 固 定 資 産	2,700	そ の 他	292
ソ フ ト ウ ェ ア	2,700	固 定 負 債	205,203
投資その他の資産	106,590	長 期 借 入 金	200,000
長期前払費用	72,448	資 産 除 去 債 務	5,203
差 入 保 証 金	18,581		
繰 延 税 金 資 産	15,561	負 債 合 計	683,032
		(純資産の部)	
		株 主 資 本	352,597
		資 本 金	58,095
		資 本 剰 余 金	428,491
		資 本 準 備 金	307,286
		その他資本剰余金	121,204
		利 益 剰 余 金	△40,288
		その他利益剰余金	△40,288
		繰越利益剰余金	△40,288
		自 己 株 式	△93,700
		新 株 予 約 権	53
		純 資 産 合 計	352,650
資 産 合 計	1,035,683	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,035,683

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年 8 月 1 日から)
(2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,193,966
売 上 原 価	711,315
売 上 総 利 益	1,482,650
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,381,973
営 業 利 益	100,676
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6
ポ イ ン ト 還 元 収 入	5,757
補 助 金 収 入	1,499
そ の 他	749
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,950
保 険 解 約 損 失	511
雑 損 失	36
経 常 利 益	106,192
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	6
特 別 損 失	
決 算 訂 正 関 連 費 用	6,339
税 引 前 当 期 純 利 益	99,859
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	529
法 人 税 等 調 整 額	△15,561
当 期 純 利 益	114,890

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年 8 月 1 日から
(2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	309,191	299,191	—	299,191	△137,987	△137,987
誤謬の訂正による累積的影響額					△155,179	△155,179
誤謬の訂正を反映した当期首残高	309,191	299,191	—	299,191	△293,167	△293,167
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)	8,095	8,095		8,095		
減 資	△259,191		259,191	259,191		
欠 損 填 補			△137,987	△137,987	137,987	137,987
新株予約権の失効						
当 期 純 利 益					114,890	114,890
事業年度中の変動額合計	△251,096	8,095	121,204	129,299	252,878	252,878
当 期 末 残 高	58,095	307,286	121,204	428,491	△40,288	△40,288

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△93,700	376,696	59	376,755
誤謬の訂正による累積的影響額		△155,179		△155,179
誤謬の訂正を反映した当期首残高	△93,700	221,516	59	221,576
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)		16,190		16,190
減 資		—		—
欠 損 填 補		—		—
新株予約権の失効		—	△6	△6
当 期 純 利 益		114,890		114,890
事業年度中の変動額合計	—	131,080	△6	131,074
当 期 末 残 高	△93,700	352,597	53	352,650

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物 5 年

工具、器具及び備品 4 年～8 年

無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）にて償却しております。

長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

①顧客との契約から生じるフロー型収益

顧客との契約から生じるフロー型収益は、顧客に対し当社が運営するメディアや外部広告を通じて獲得したパーソナルデータをもとに、顧客の求める条件に合致したパーソナルデータを提供するという履行義務を負っております。フロー型収益において、顧客へ提供したパーソナルデータを顧客が承認した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②顧客との契約から生じるストック型収益

顧客との契約から生じるストック型収益は、主に宅配水事業と保険代理事業があります。

宅配水事業から生じるストック型収益は、顧客へウォーターサーバー並びに宅配水の提供をするという履行義務を負っております。宅配水事業において、顧客との契約に基づき宅配水の出荷が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

保険代理事業から生じるストック型収益は、保険会社へ生命保険契約等の締結の媒介をするという履行義務を負っております。保険代理事業において、保険会社との契約に基づき生命保険契約等の締結の媒介後、生命保険契約等の締結が有効となった時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度 (千円)

繰延税金資産	15,561
--------	--------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度 (千円)

固定資産 (敷金、繰延税金資産を除く)	75,148
---------------------	--------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では単一のセグメントであることから、事業用資産は全体で一つの資産グループとしております。なお、資産から想定される効果や資産の使用見込みが無くなった場合、資産の処分等が決定している場合には、当該資産を個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等を減損の兆候として把握しております。当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に、当該資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能性価額まで減額し、減損損失を計上しております。

営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローや割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、今後の事業環境の変化によっては、翌事業年度以降の計算書類において、減損損失を認識する可能性があります。

誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、海外取引に関する消費税区分の分類に誤謬が含まれていることが判明したため、誤謬の訂正をしております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金、株主資本合計、純資産合計がそれぞれ155,179千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 22,527千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 偶発債務

(1) 訴訟の提起

当社は、2023年12月4日付（訴状送達日：2023年12月18日）で株式会社FPOから損害賠償金として6億7,100万円及び遅延損害金の支払を求める訴訟の提起を受けております。

(2) 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

2023年9月14日付けで締結した株式譲渡契約（以下、本譲渡契約といいます）に基づき、株式譲渡に向け手続きを進めておりました。その中で、本譲渡契約における前提条件や相手方の表明・保証の内容に関して再検証の必要が生じ、クローリング条件の成就等について協議を重ねてきましたが、最終的に、クローリング条件が成就されなかったため、当社は本譲渡契約に定める解除条項に基づき本譲渡契約を解除することを決議いたしました。

一方、株式会社FPOの株主である野々村晃氏からは代理人弁護士を通じて、本契約の条件は成就されており、当社は株式譲渡代金6億1,000万円に弁護士報酬、費用等を加えた6億7,100万円を支払う義務を負っていると主張され、2023年12月4日に東京地方裁判所に訴訟を提起されました。

(3) 当社の対応方針と今後について

当社といたしましては、本譲渡契約のクローリング条件は成就されておらず、解除は有効であり、株式譲渡の実行及び株式譲渡代金及び弁護士報酬、費用等を支払う義務はないものと考えておりますが、今後、原告の主張及び請求内容を精査し、裁判で肅々と当社の正当性を明らかにする所存です。

なお、現時点では当社の業績に与える影響を見込むことは困難であります。

3. 契約負債

契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。契約負債の金額は「収益認識に関する注記 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,380,900株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 105,200株

3. 当事業年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 41,500株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却超過額	4,551千円
資産除去債務	1,800千円
減損損失	3,232千円
株式報酬費用	6,971千円
貸倒引当金	2,522千円
貸倒損失	5,766千円
繰越欠損金	182,670千円
契約解除損	30千円
その他	729千円
繰延税金資産小計	208,275千円
評価性引当額	192,714千円
繰延税金資産合計	15,561千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金は営業活動で得られる資金及び内部資金で賄う方針であります。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に事務所等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に事業拡大に向けた投資及び運転資金の確保を目的としたものであり、返済日は決算日後3年であります。また、固定金利とすることにより、金利変動リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

差入保証金は担当部署が定期的に差入先の信用状況の把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	18,581	18,529	△51
資産計	18,581	18,529	△51
長期借入金(*)	300,000	298,138	△1,861
負債計	300,000	298,138	△1,861

(*) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払消費税等」、「買掛金」、「未払金」及び「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	18,529	—	18,529
資産計	—	18,529	—	18,529
長期借入金	—	298,138	—	298,138
負債計	—	298,138	—	298,138

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプット

①差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	56円18銭
1 株当たり当期純利益	18円33銭

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
顧客との契約から生じるフロー型収益 (ライフイベントマーケティング、その他の収益)	1,286,824
顧客との契約から生じるストック型収益 (家族サポート、家族パートナーシップの収益)	907,142
外部顧客への売上高	2,193,966

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度期末
顧客との契約から生じた債権	257,876	282,370
契約負債	46,345	13,750

(注) 契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

重要な後発事象

（修正申告に係る消費税等の納付）

消費税等計算における課税区分の誤りにより、2022年7月期から2023年7月期までの消費税等が155百万円過少に申告されていたことで、当事業年度第3四半期に訂正報告書を提出し、また修正申告を行いました。一方で、納付については財務状況に与える影響を考慮し猶予制度の活用を前提に国税庁と協議していましたが、分納は認められず、2024年8月末に155百万円及び延滞税3百万円を一括納付いたしました。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月13日

株式会社カラダノート
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 石渡 裕一朗

指定社員 業務執行社員 公認会計士 若尾 典邦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カラダノートの2023年8月1日から2024年7月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月13日

株式会社カラダノート 監査等委員会

監査等委員（社外） 横山 敬子 ㊟

監査等委員（社外） 長野 修一 ㊟

監査等委員（社外） 中村 賀一 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

●会場情報

〒108-0023

東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟4階
グランパークカンファレンス 401ホール

JR京浜東北線 田町駅 東口 徒歩5分

JR山手線 田町（東京都）駅 東口 徒歩5分

都営浅草線 三田駅 A4 徒歩7分

都営三田線 三田駅 A4 徒歩7分



●駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。